

第53回 地域問題研究交流集会

地域から「家族」を考える

—多様化する家族、揺らぐ家族法—

ここ近年、最高裁判所において、家族法をめぐる憲法判断が相次いでいる。

例えば、2013年9月には、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の半分と定めた民法900条4号を違憲とする判断がなされ、これを受けて同年12月には、その部分を削除する民法改正がなされた。また、2015年12月には、選択的夫婦別氏制を認めない民法750条の夫婦同氏制は違憲であるとの訴えに対し、これを合憲とする判断がなされたものの、一方で、女性にのみ6ヶ月間の再婚禁止期間を課す民法733条1項については、100日間を超える部分について違憲との判断がなされた。そしてこれを受けて、6月1日、再婚禁止期間を100日に短縮し、離婚時に妊娠していない女性や子どもを産むことのできない女性については再婚禁止期間を適用しない民法改正が、ついに国会で可決されるに至っている。

このように、「家族」をめぐるのは、そのあり方の多様化が徐々に認められ、またそれを支えてきた法律に動揺が生じ始めてきている。そして、このような傾向は、都市部だけではなく、今後ますます地域の中でも広がりを見せていくことになるであろう。

このシンポジウムでは、民法研究者、こうした問題に実際に取り組んできた弁護士、憲法研究者の3者による報告と意見交換を通じて、現代の家族と家族法を取り巻く諸相について広く一般市民と考えていきたい。

日時：2016年7月9日（土）13時～16時

場所：三重短期大学 35 番教室



・揺らぐ家族法をどうみるか

田高 寛貴（慶應義塾大学法学部教授（民法））

・再婚禁止期間違憲訴訟の経験から思うこと

作花 知志（弁護士・作花法律事務所）

司会・コーディネーター

三宅裕一郎（三重短期大学法経科教授（憲法））